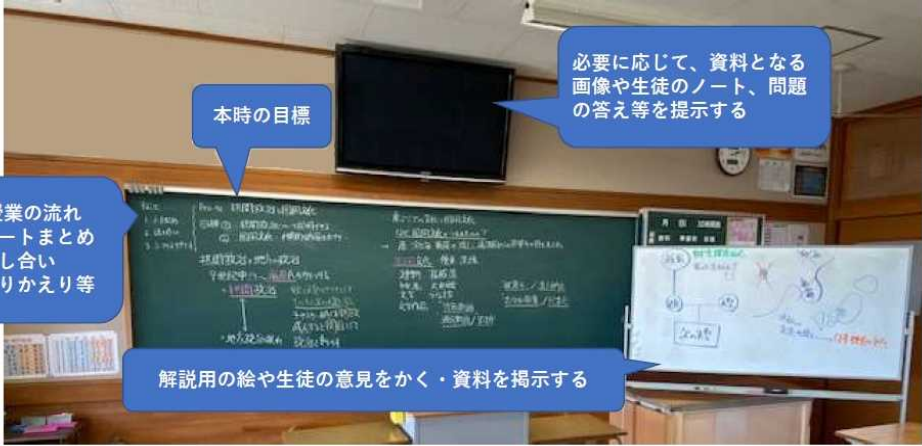



つながろう！つながろう！一人一人の未来のために 縦横（タテヨコ）連携で個に応じた指導・支援から社会へ

「誰かに相談していいんだ」ということを知りました。」リーフレット用語集

※リーフレット内の「*印」のついている用語は、以下を参考にしてください。

<p>エリアコーディネーター</p>	<p>兵庫県公立学校において、通常の学級におけるインクルーシブ教育システムを踏まえた学級づくり、授業づくり、環境づくり、校内支援体制への助言を行うことを目的に、県内6地域の教育事務所ごとに「教科等指導員（特別支援教育）」として委嘱している。教科等指導員の派遣を希望する学校園長は、市町組合教育委員会を經由して教育事務所に派遣申請をする。</p>
<p>合理的配慮</p>	<p>「合理的配慮」は、障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものである。</p> <p style="text-align: right;">（参考：文部科学省 HP）</p>
<p>3歳児健診</p>	<p>3歳児健康診査とは、「母子保健法」に基づいて各市区町村が実施し、満3歳を超え満4歳に達しないすべての幼児を対象にした健康診査事業である。3歳児健康診査は、無料で受けることができる。</p> <p style="text-align: right;">（参考：厚生労働省 HP）</p>
<p>就労移行支援事業所</p>	<p>通常の事業所への雇用が可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。標準利用期間は2年だが、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能。</p> <p style="text-align: right;">（参考：厚生労働省 HP）</p>
<p>障害者就業・生活支援センター</p>	<p>障害のある方の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う支援機関で、国と都道府県から事業を委託された法人が運営している。一般企業で働きたい障害のある方や、障害のある方の雇用に取り組み、これから取り組もうとしている企業への相談・支援も行う。県内には10カ所あり、相談や支援料は無料。</p> <p style="text-align: right;">（参考：兵庫労働局 HP）</p>
<p>授業のUD化 （ユニバーサルデザイン化）</p>	<p>授業づくりや学級経営に特別支援教育の視点を取り入れ、発達障害等のある児童生徒が学びやすいよう指導方法等を工夫することである。その結果としてすべての児童生徒にとってわかりやすい授業となる効果がある。</p>  <p style="text-align: center;">（わかりやすいように工夫された板書）</p>

	 <p>(黒板とプロジェクターの併用) (発表ボードを活用) (タブレット・ノート使い分け) (参考: 文部科学省 HP)</p>
スクールソーシャルワーカー (SSW)	<p>いじめや不登校、虐待などの問題解決のために、子どもを取り巻く環境への働きかけに社会福祉的アプローチが求められるようになったことから、学校等に配置されている専門家である。学校、家庭、地域など、子どもにかかわるすべての背景や状況を視野に入れて判断し、さまざまな関係機関と連携して、福祉的な視点から解決を目指す。</p> <p>(参考: 文部科学省 HP)</p>
相談支援事業所	<p>障害のある人が日常生活又は社会生活を営むことができるよう困ったことやわからないことなどがあった場合に相談できる場所である。市町村を中心として障害福祉サービス等の利用計画の作成等の相談支援事業を行っている。(※地域の状況に応じて事業形態が異なるため、詳細については、市町村窓口にお問い合わせください。)</p> <p>(参考: 厚生労働省 HP)</p>
適応指導教室 「教育支援センター」	<p>適応指導教室は、「教育支援センター」とも言い、市町村の教育委員会が、長期欠席にある不登校の小中学生を対象に、公的な施設等において、在籍校と連携をとりつつ、カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行い、児童生徒の自立と社会参加を目標に運営している教室である。ここに参加していることは、学校への出席扱いとされる場合が多い。</p> <p>(参考: 文部科学省 HP)</p>
兵庫県立こども発達支援センター	<p>発達、情緒・行動面の問題や子育てなどの様々な課題のある子どもとその家族のために、医療と療育を提供する施設である。15歳までの子どもを対象とし、かかりつけの医療機関等の紹介が必要。小児科医と児童精神科医による診療体制と心理アセスメント、保育、作業療法、言語療法による療育機能を有し、診断・治療・療育を一体的に提供し支援することが可能である。</p> <p>(参考: 兵庫県立こども発達支援センターHP)</p>
ひょうご専門家チーム	<p>兵庫県内のLD、ADHD等の発達障害のある子ども(通常学級在籍)の個別ケースを教員が相談したい場合や、公立の幼・小・中・高、中等教育学校等の特別支援教育の校内体制の見直しをしたい場合等において、専門家が学校に出向き、児童生徒の学校での様子等を把握した上で助言を受けることができる。専門家は、医学・心理・教育関係の専門家と、地域内の特別支援学校教員で構成されている。(※申込み手続き:学校又は市町組合教育委員会(教育事務所)からの申込みが必要。)</p> <p>(参考: 兵庫県立特別支援教育センターHP)</p>
ひょうご発達障害者支援センター クローバー	<p>兵庫県における発達障害の専門機関として、発達支援、就労支援を含めたすべてのライフステージへの相談支援を行っている。関係機関からの相談や学校園、保育所、福祉サービス事業所、支援機関、企業等へ訪問し、関わり方への助言、家庭療育支援講座の実施・支援等を実施している。各地域にはランチがある。(芦屋ランチ、加西ランチ、豊岡ランチ、宝塚ランチ、上郡ランチ)</p> <p>(参考: ひょうご発達障害者支援センタークローバーHP)</p>

<p>ペアレントトレーニング</p>	<p>保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とするための家族支援のアプローチの一つである。保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して行われる。発達障害児の相談支援機関等で実施されることが多い。</p> <p>(参考：厚生労働省 HP)</p>
<p>保育所等訪問支援</p>	<p>障害のある幼児児童が集団生活に適応し、安定した学校園での生活を促進するために、児童発達支援センターや児童発達支援事業所、放課後等デイサービスのスタッフが、学校園等に訪問する「障害児通所支援」のことである。訪問先の範囲は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたものである。</p> <p>(参考：厚生労働省 HP)</p>
<p>放課後等デイサービス</p>	<p>児童福祉法に基づき行われる療育機能・居場所機能を備えた福祉サービスである。支援を必要とする障害のある子どもに対して、授業の終了後又は休業日に、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を図るものである。</p> <p>(参考：厚生労働省 HP)</p>
<p>リラクゼーション</p>	<p>リラックス反応を誘導し、ストレス反応を低減させ、心身の回復機能を向上させる方法である。医学的にも有効性が確認され、ストレスマネジメントの方法として活用されている。ストレス反応の軽減において即効性があり、訓練を続けることで心身の自律機能が回復し、ストレス反応が起きにくい体へと変化させる。セルフ・ケア法として行うことができ、漸進的筋弛緩法、呼吸法、瞑想法、受動的音楽療法等がある。</p> <p>(参考：文部科学省 HP)</p>
<p>療育（発達支援）</p>	<p>療育は、「発達支援」ともいわれ、障害のある子どもの身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行い、それぞれの障害の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助である。</p> <p>自治体や運営機関により、集団や個別などの支援形態や支援内容等が異なるため、問い合わせや見学が必要である。</p> <p>(参考：厚生労働省 HP)</p>